



今月のテーマ **毎年1月の税務について**

一年を通じて様々な税務がありますが、毎年1月は中でも様々な税務が集中する月です。会社の業績や個人の確定申告に直接関係のないものだけに広く知られていない各種手続きにスポットを当ててみました。今回は毎年1月の税務についてご紹介いたします。

1. 法定調書合計表の提出

(1) 法定調書合計表とは

一般的にこの時期に提出する法定調書合計表とは、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を指します。その年の前年一年間に事業者(法人・個人事業主)が支払った金額のうち、所得税法に規定する法定調書について①人員、②支払金額、③源泉徴収税額を集計するための書類です。また、法定調書のうち一定の要件に該当したものは法定調書合計表に添付して提出することになります。

(2) 所得税法に規定する法定調書

所得税法に規定する法定調書には様々な種類がありますが、法定調書合計表に記載するものは次のようになります。

法定調書の名称	作成する事由
給与所得の源泉徴収票	給与の支給がある
退職所得の源泉徴収票	退職金等の支給がある
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	士業へ報酬や契約金等の支払いがある
不動産の使用料等の支払調書	家賃や駐車場代の支払いがある
不動産等の譲受への対価の支払調書	不動産の購入対価の支払いがある
不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書	不動産の売買等に係る仲介手数料の支払いがある

(3) 提出

毎年1月31日までに、事業者が所在する所轄税務署へ提出します。

2. 給与支払報告書の提出

(1) 給与支払報告書とは

給与支払報告書とは、[個人別明細書](#)と[総括表](#)という2つの書類から構成され、給与所得者の個人住民税の計算根拠となるものです。

(2) 個人別明細とは

個人別明細書とは、給与を支払った事業者がその年の前年中に支給した金額などを個人ごとに記載したものです。支給金額以外の記載内容は上記1の図にある給与所得の源泉徴収票と概ね同じです。

(3) 総括表

総括表とは、個人別明細書の提出先ごとに作成するもので、個人別明細書の表紙の役割をする書類です。総括表には給与支払者の名称や給与受給者の人員数、在職者と退職者の内訳などを記載します。

(4) 提出

毎年1月31日までに、その年の1月1日時点で給与受給者が居住する市区町村へ提出します。

3. 償却資産申告書の提出

(1) 償却資産申告書とは

[償却資産申告書](#)とは、その年の1月1日時点で所有する土地・建物・車両以外の償却資産を地方自治体に申告するための書類です。その内容に基づき償却資産税の算出が行われ、後日、地方自治体から納付書が送られてきます。

(2) 提出

毎年1月31日までに、東京23区においては償却資産の所在地の所轄都税事務所に、それ以外の地域では償却資産が所在する市区町村へ提出します。